

(仮称) 江東区こどもの権利に関する条例案の概要について

1 前文

- (1) こどもは、かけがえのない存在であること
- (2) こどもは、権利の主体であり、同時に守られる存在であること
- (3) おとなは、こどもにとって最善の利益となることを考えなければいけないこと
- (4) こどもには、いかなる差別も受けない権利があること
- (5) こどもには、生きる権利・育つ権利があること
- (6) こどもには、自分の意見を述べ、社会に参加する権利があること
- (7) こどもは、困った時にはおとなから助けってもらえること
- (8) おとなは、地域全体でこどもを見守り、応援すること
- (9) こどもには可能性があふれており、もし、失敗してもやり直せること
- (10) 区は、こどもの権利をこどもやおとなに理解されるように伝えていくこと
- (11) 区は、こども一人ひとりが大切にされ、生まれてきて良かったと思える社会を目指すこと

2 目的

日本国憲法や児童の権利に関する条約の考えをもとに、こどもの権利を尊重するための基本理念を定め、区をはじめとするこどもを取り巻く関係者の責務や役割を明らかにすることで、こどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とする。

3 定義

- (1) こどもとは、江東区内に在住、在学または在勤する等、区内で生活や活動等をする18歳未満の人、または、これらの人と同じく権利を認めることがふさわしい人とする。
- (2) 保護者とは、こどもの親、里親やこどもの親に代わりこどもを養育する人とする。
- (3) 区民とは区内に在住、在学または在勤する等、区内で生活や活動をする人、団体のこととする。
- (4) 育ち学ぶ施設とは、保育所、幼稚園、学校及び児童福祉施設等の、こどもが育ち、遊び、学び、活動するために利用する施設のこととする。

4 大切な権利

- (1) こどもは、生まれた時から権利を持つ人として、あらゆる場面においてその権利が尊重される。
- (2) こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように自分以外の人の権利も大切にされる。

5 保障されるこどもの権利

- (1) こどもにとって最も大切なことを考えてもらえる権利
- (2) 安心して生きる権利
 - ① 命が守られ、愛され、大切にされること
 - ② 健康が守られ、必要な医療や行政サービスが受けられること
 - ③ あらゆる差別を受けないこと
 - ④ 身体的・精神的な暴力や虐待を受けないこと
- (3) 自分らしく育つ権利
 - ① 遊び、休み、学ぶこと、そのための環境が整えられること
 - ② 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れて、豊かな経験ができること
 - ③ 自分の考えで仲間を作り、集まること
 - ④ 個性や可能性が大切にされること
- (4) 守られる権利
 - ① こどもの健やかな育ちを害するものから守られること
 - ② プライバシーや名誉が守られること
 - ③ おとなに助けを求め、自分の思いをおとなに受け止めてもらうこと
- (5) 自分の意見等を明らかにし、参加する権利
 - ① 自分の意見等をことばやその他の方法で自由に表現すること
 - ② 自分にとって必要な情報をおとなや社会から得ること
 - ③ こどもの意見はおとなの意見と同じように大切にされること
 - ④ 自分の考えで地域活動などに参加すること

6 区の役割

- (1) こどもの権利が守られるように関係者等と協力し、こどもの権利が守られるための取り組みを推進する。
- (2) こどもの権利が守られるための取組を進めるための計画を策定する。
- (3) こどもや保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者や区職員にこどもの権利について普及啓発を行う。
- (4) こどもが地域社会等でこどもの権利について主体的に学べるよう必要な支援に努める。

7 保護者の役割

- (1) 子育てに第一の責任を有する人として、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利が守られるように努める。
- (2) 区や区民、育ち学ぶ施設などと協力しながら、こどもが健やかに育つように努める。

8 区民の役割

- (1) 関係者と協力して地域の中でこどもの権利が守られるように努める。
- (2) 地域でこどもを見守り、区とともにこどもが安全に安心して過ごせるまちづくりに努める。

9 育ち学ぶ施設の関係者の役割

- (1) こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるための支援を行い、こどもの権利が守られるように努める。
- (2) 保護者が安心して子育てができるための支援を行い、こどもの権利が守られるように努める。
- (3) 保護者や区民に施設の情報提供を行い、互いに協力しながら施設運営を行うように努める。

10 こどもの権利が守られていない状態からの回復

- (1) 区、保護者、区民及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの権利が守られていない状態について早期に発見し、回復のための支援に努める。
- (2) 区は、こどもの相談に応じ、こどもが安心して育つことができる環境づくりに努める。